

7郡介第3923号
令和8(2026)年3月4日

各訪問介護事業所 管理者 様
各第1号訪問事業所 管理者 様

郡山市介護保険課長
郡山市地域包括ケア推進課長
(公印省略)

令和7年度後期訪問介護及び訪問型サービスにおける同一建物減算に
ついて(通知)

このことについて、令和6年4月介護報酬改定に伴い、別に厚生労働省が定める基準(※1)に該当する指定訪問介護事業所が、同一敷地内建物等に居住する利用者(指定訪問介護事業所における1月あたりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。)に対して指定訪問介護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の88に相当する単位数を算定することとなりました。

つきましては、令和7年度後期の同一建物減算の取扱い等を下記のとおり通知いたしますので、取扱いに遺漏のないようお願いいたします。

(※1) 正当な理由なく、指定訪問介護事業所において、算定日が属する月の前6月間に提供した指定訪問介護の総数のうち、同一敷地内建物等に居住する利用者に提供されたものの占める割合が100分の90以上である場合

記

1 令和7年度後期の判定期間と減算適用期間

	開始	終了
(判定期間)	令和7年9月1日	令和8年2月28日
(減算適用期間)	令和8年4月1日	令和8年9月30日

2 判定方法

事業所ごとに当該事業所における判定期間に指定訪問介護を提供した利用者のうち、同一敷地内建物等に居住する利用者の占める割合を計算し、90%以上である場合に減算します。

なお、計算は訪問介護と訪問型サービス(総合事業)でそれぞれ行う必要があります。訪問型サービス(総合事業)の判定をする場合は、「要支援者は含めない」を「要介護者は含めない」と読み替えて計算してください。

3 提出書類

算定の結果90%以上である場合については、下記の書類ご提出ください。90%以上でなかった場合についても、当該書類は各事業所において2年間保存する必要があります。(1)～(3)は、介護給付費算定用と総合事業費算定用で異なりますので、必要に応じてそれぞれ作成し提出するようにお願いします。

- (1) 算定に係る体制等に関する届出書
- (2) 算定に係る体制等状況一覧表
- (3) 添付書類チェックリスト
- (4) 訪問介護、訪問型サービスにおける同一建物減算に係る計算書

※(4)で、90%以上である理由でa～cを選択した場合は、(4)のみを提出ください。なお、「c」を選択した場合は、正当な理由の根拠書類(任意様式)を併せて提出ください。

4 提出期限 令和8年3月16日(月) 必着

5 提出方法 持参、郵送又はメール

6 提出先 訪問介護分…郡山市保健福祉部介護保険課管理係
総合事業分…郡山市保健福祉部地域包括ケア推進課

7 同一建物減算に係る資料

(参考1) 厚生労働省資料抜粋「同一建物減算説明資料」

(参考2) 介護保険最新情報抜粋「Q&A(Vol.1)」

8 本通知に係る郡山市ウェブサイトへの掲載について

<https://www.city.koriyama.lg.jp/soshiki/68/119694.html>

トップページの「さがす」のページID検索で『119694』と検索

※提出書類は、こちらからダウンロードください。

【事務担当】

〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号
郡山市役所保健福祉部介護保険課管理係 板橋
TEL: 024-924-3021 FAX: 024-934-8971
E-mail: kaigo-kanri@city.koriyama.lg.jp

郡山市役所保健福祉部地域包括ケア推進課介護予防マネジメント係 根本
TEL: 024-924-3561 FAX: 024-934-8971
E-mail: [houkatucare@city.koriyama.lg.jp](mailto:hokatucare@city.koriyama.lg.jp)